

川島正樹著

## 『アファーマティヴ・アクションの行方 —過去と未来に向き合うアメリカ—』

(名古屋大学出版会、2014年 240頁)

金 明 中



本書は1960年代後半以降にアメリカで注目を浴びた「アファーマティヴ・アクション」の確立をめぐる歴史的背景と現状及び将来の見通しを考察している。アメリカにおける「アファーマティヴ・アクション」とは、歴史的に不公平な待遇を受けてきた黒人などの少数派の人々に対して、教育や雇用などの機会を優先的に与える制度であり、その対象は最初は奴隷制により差別されてきた黒人から先住諸民族（インディアン）、ヒスパニック系、他のマイノリティ集団、そして女性や障がいを持つ人々にまで拡大されてきた。

アメリカの「アファーマティヴ・アクション」は、日本では「積極的差別是正措置」として知られており、日本の「同和対策事業」や「男女共同参画社会基本計画」、「障がい者雇用促進事業」の構築にも大きな影響を及ぼした。

本書は「歴史的前提」と「未来への試み」という2部構成となっており、第1部では「人種」をめぐる差別体制が構築され、それが崩壊し、「アファーマティヴ・アクション」に至るまでの歴史的経緯とその背景を説明している。また、第2部では、「過去の不正」と向かいつつ、より公正で好ましい未来社会を模索する現代アメリカの努力を跡付け、「アファーマティヴ・アクション」の行方を展望している。各章の主な内容は次の通りである。

第1章では、人種概念を再検討している。筆者は考古学的物証を伴う分子レベルの精密な分析の結果、現在までに生物学をはじめとする自然科学分野で「人種」の範疇は否定されているが、歴史的な範疇として、また国が担う統計作業の数値化された結果として残っており（白人か黒人かそれとも黄色人種か）、その結果「人種」は政治的な意味を持つことにもなったと説明している。

第2章では、世襲的奴隷制の成立過程や独立戦争が起きた背景、そして奴隷制がアメリカ経済に与えた影響を紹介している。著者は「偏見や差別と奴隷制のどちらが先行したのか」という質問に対して、アメリカにおける人種に対する偏見は奴隷制の確立以降に顕著になっていると答えている。つまり、「近代」初期における様々な経済的必要のゆえに、支配者たちが意図的に「新世界」にアフリカ系の人々を奴隷として大量に導入し、その体制を維持し正当化するために「人種」偏見を「上から」政策的に構造化したと見ている。

第3章では奴隷解放後も黒人差別を続けるため南部で施行された人種隔離法の総称である「ジム・クロウ（奴隷解放後も黒人差別を続けるため南部で施行された人種隔離法の総称）」などについて言及している。南北戦争による62万人の戦死・戦病死者とリンカーン大統領の死を代償に、400万人に至る黒人が自由の身となったが、奴隷制の廃止後も「人種」に対する差別は相変わらず存在していた。つまり、州ごとに公共施設を人種別に隔離

する慣習が広がり、さらに1896年の「プレッシャー対ファーガソン」判決では「分離すれども平等」(separate but equal)と述べ、公共施設で人種別に隔離することは合憲だという判決が下された。それは人種に基づく単なる分離ではなく、黒人の劣位を強制し、彼ら彼女らの心に刻印する意図でなされたものであった。そこで、黒人指導部は、1890年代に本格化する南部「ジム・クロウ」体制確立の動きに「融和」、「抵抗」、そして「アフリカ帰還」という三つの選択肢を、黒人民衆に示すことになった。

第4章では、南北戦争後1世紀を経てようやく「法の下での平等」という近代的「国民国家」としての条件がアメリカで実現されるまでの背景を説明している。

二つの世界大戦を経験する中で、アメリカの黒人人口は南部の農村地帯から北部や西部の工業都市へと移動(約660万人)することにより、大都市中心部には貧しい黒人の集団住宅が、大都市から離れた郊外には豊かな白人中産階級の一戸建てが顕在化することになった。このような状況の中でジョンソン大統領は1964年7月2日には市民権法を、翌年8月6日には選挙法を成立させ、「人種、肌の色、宗教、性別、または出身国に基づく差別」や選挙権に関するあらゆる差別が禁止されることになった。

第5章では、「アフーマティヴ・アクション」が「優先枠設定」へ変質する歴史的過程を説明している。1964年の公民権法の成立によって、黒人は白人と平等な権利を保障されることになったが、現実的に黒人に対する差別は解消されなかった。例えば、「ニューディール」や復員兵援護法などアメリカ版の「福祉国家」を目指した諸政策は白人を中心に実施されていた。1968年の大統領選挙で勝利した共和党候補のリチャード・ニクソンは、まず連邦政府および政府契約業者に関わる雇用分野での、続いて大学や大学院など高等教育分野での、少なくとも表面的には極めて大胆な「優先枠設定」を伴う「アフーマティヴ・アクション」を実行した。そして、ニクソンは女性票を模索して女性のための「優先枠設定」にも努めた。結局、70年代以降今日に至るまでの「アフーマティヴ・アクション」は、「優先枠設定」をもっぱら意味するようになったと言えるだろう。

第6章では、「優先枠設定」によって黒人エリート層は社会的に上昇し都心部のゲットー(治安の悪い黒人居住区)を脱出する一方で、放置されていった「アンダークラス(都市下層黒人)」の苦境をめぐる論争を今日的観点から再分析するとともに、「市民権革命」を契機とした非白人系の新移民の大量流入の影響を考察している。

第7章では、高まる「逆差別」論の内容を語っている。「逆差別」論は、白人男性を中心に提案され、その結果「アフーマティヴ・アクション」はその目的を「過去の差別の影響の是正」から「将来のより多様な社会への準備」に変えることになった。

第8章では、州レベルで州民投票によって「アフーマティヴ・アクション」が廃止されつつある最近の動きについて論じている。「自己責任論」が強調される中で、1996年以来、カリフォルニア州を含む8州でアフーマティヴ・アクションによる「優先枠」が廃止された。一方、州レベルで「優先枠」が廃止されつつあったところ、ハーヴァード大学のアフリカ系アメリカ人、オーグルトゥリー教授を中心とする「過去の奴隷制」に対する損

害賠償訴訟運動が全国各地に広がることになる。その後連邦および地方レベルの具体的な法廷闘争の展開は、徐々に州や地方自治体で「奴隷制への謝罪」決議を生むなどの効果を生んでいる。ジョージタウン大学経営大学院のリチャード・アメリカ特任教授は、今後は「過去の差別への賠償よりも、現在の格差の是正の改善を目指すべきであり、そのために必要なのはアファーマティヴ・アクションの廃止ではなく、より効果的にアファーマティヴ・アクションを実行することである」と提言している。

本書はアファーマティヴ・アクションを施行した背景や現状、そして課題を、歴史的な事実に基づいて整理した労作である。現在、日本政府は少子高齢化による労働力不足の問題を解決するために今後外国人や女性がより労働市場で活躍できる環境を構築しようとしており、その一案として「優先枠設定」も議論されているところである。しかしながら、アメリカにおいても「優先枠設定」は「逆差別」だという批判の声が高まり、結局「優先枠設定」を廃止した州も出ている。また、「優先枠設定」がより学歴や所得水準の高い中流階層を中心に適用された結果、アフリカ系アメリカ人との格差が広がるという問題点も発生している。従って、「優先枠設定」は慎重を要する。今後日本政府がアメリカの経験を参考にして、より多くの人々が恩恵を受けられる制度を構築することを望むところである。

(きむ・みよんじゅん／ニッセイ基礎研究所)